

社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホーム及び大阪老人ホーム惣社
看取り部屋改修工事に係る工事入札参加業者募集要項

令和8年1月5日（月）



下記事項の工事に関する入札参加業者を募集します。

1. 入札に付する事項

入札方法	一般競争入札
工事発注者	社会福祉法人聖徳会 理事長 岩田 敏郎
募集開始日	令和8年1月5日（月）
工事名	社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホーム及び大阪老人ホーム惣社 看取り部屋改修工事
工事場所	大 阪 老 人 ホ ー ム：松原市阿保3丁目14番22号 大阪老人ホーム惣社：藤井寺市惣社2丁目5番15号
完成期限	令和8年3月31日（火）
工事概要	（大阪老人ホーム） 用途：特別養護老人ホーム 構造：鉄筋コンクリート造 規模：地上5階建 延床面積：約6,395㎡ 内容：1階和室及び2階静養室の下記改修工事 ・内装工事一式 ・洗面台及び備品更新 ・照明器具更新等の電気設備工事一式 （大阪老人ホーム惣社） 用途：特別養護老人ホーム 構造：鉄筋コンクリート造 規模：地上4階建 延床面積：約2,960㎡ 内容：3階静養室の下記改修工事 ・内装工事一式 ・洗面台及び備品更新 ・照明器具更新等の電気設備工事一式 工事手順については工事工程表を作成のうえ、発注者と協議し進めること。
前払金の有無	無
予定価格の公表	有（入札結果の公表時（令和8年2月24日予定）に、法人の掲示板及び法人ホームページにて公表する。）
その他	最低制限価格 無 一括下請負は一切認めない

2. 入札に参加する者に必要な資格

単独企業であり、入札参加資格において、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要件に該当しない者。その他、以下の項目にも該当していないこと。

- （i）成年被後見人
 - （ii）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - （iii）被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - （iv）民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - （v）営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - （vi）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （vii）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- イ 府税に係る徴収金を完納していること。
- ウ 消費税及び地方消費税を完納していること。
- エ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。但し、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- キ 一般競争入札の公告の日（以下「公告の日」という。）までに、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上覧に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち発注工事に対応する業種（以下「対応業種」という。）について、同法第3条第6項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可を公告の日までに受けた者であること。
- ク 対応業種について、（令和6年7月24日）以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
- ケ 公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
- （i）大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
 - （ii）大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は対応業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）
 - （iii）大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者。
 - （iv）大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を全額納付した者は該当しない。）
- コ 入札を実施する前に、法人等に対して工事費を提示し、又は、工事費について交渉を行うなど、正常な一般競争入札の執行を妨げる営業活動等を行うおそれがない者。
- サ 当該法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族。）が役員に就いている業者など、当該法人の理事長又は理事等が特別の利害関係を有する業者でない者。
- シ 対象工事に係る設計業務等の受注者でなく当該受注者と資本又は人事面において関連がない者。
- ス 大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに定める要件に該当しない者。
- セ 大阪府内に建設業法第3条第1項の許可に係る営業所を有する者であること。
- ソ 大阪府の入札参加資格を有する者で、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営規模等評価結果通知書の総合

評定値（P）が800点以上である者。

- タ 工事実績のうち、老人福祉施設等の建設事業（新築・増築又は改修）を受注し、完全に履行した経験を有する者。
- チ 当該工事に配置する監理技術者・主任技術者は専任とし、現場代理人は一級建築士又は、一級施工管理技士の資格を有すること（ただし、監理技術者と主任技術者及び現場代理人の兼務は可）。

3. 入札参加資格の審査の申請方法

この工事の入札に参加しようとする者は、別に定める入札参加申込書及び資料（以下「入札参加申込書等」という。）を下記に提出し、入札参加資格があることの確認を受ける必要がある。

※期限までに入札参加申込書等を提出しない者、並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することはできない。

ア 入札参加申込書の交付

- ・交付場所 社会福祉法人 聖徳会 大阪老人ホーム 1階 事務所
大阪府松原市阿保3丁目14番22号
- ・交付期間 令和8年1月5日（月）～令和8年1月16日（金）
午前10時～午後5時まで（※日曜・祝日を除く。）

イ 入札参加申込書等の受付

- ・受付場所 社会福祉法人 聖徳会 大阪老人ホーム 1階 事務所
大阪府松原市阿保3丁目14番22号
 - ・受付期間 令和8年1月6日（火）～令和8年1月16日（金）
午前10時～午後5時まで（※日曜・祝日を除く。）
 - ・受付部数 1部
 - ・受付方法 持参（下記の問い合わせ先まで電話のうえ、持参すること。）
 - ・提出書類 入札に参加しようとするものは、受付期間内に次の書類を提出すること。
 - ① 入札参加申込書
 - ② 建設業許可証明書の写し
 - ③ 大阪府建設工事競争入札参加資格審査結果通知の写し
 - ④ 経営規模等評価結果通知書の写し
 - ⑤ 老人福祉施設等の新築または増築及び改修工事を受注（単独）し、完成履行が確認できる書類（契約書及び図面等、複数（3件まで）提出可）
 - ⑥ 会社経歴書
- ※ 上記以外に、入札参加資格の確認のために書類の提出を求めることがある。

ウ 入札資格審査及び結果通知

応募受付後、審査を行い、令和8年1月26日（月）に審査結果をEメールにて通知し、令和8年1月28日（水）に当該工事計画における入札資料を交付する。

なお、現地説明・調査の場は設定しない。必要であれば独自で現地に行き調査すること。

その時は現地敷地（建物）内へは立ち入らないこと。敷地外からの周辺調査等とし、近隣の方に迷惑、不信感を抱かすことのないようにすること。

4. 入札資料の交付

- ・交付日時 令和8年1月28日（水）
- ・交付方法 各社にEメールにより交付

5. 入札・開札日時

- ・入札日時 令和8年2月24日（火） 時間 午前10時30分 開始
- ・入札場所 社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホーム 1階 地域交流センター

6. 入札時に提出する書類

- ・入札書（消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。）
- ・その他必要な書類

7. 入札の方法等

- ・入札の執行回数は、1回とする。
- ・落札決定にあたって、入札書に記載する金額は当該価格の10%に相当する消費税相当額を除いた金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約金額の100分の110を除いた金額を入札書に記載すること。

8. 落札の決定方法

- ・予定価格及び最低制限価格の範囲で、最低の価格で入札した業者を落札者とする。
- ・落札者になりうる業者が2社以上ある場合には、くじ引きで落札者を決定する。
（入札業者は、くじを引くことを辞退することはできない。）
- ・入札額のすべてが予定価格を上回ることにより、入札が不調となった場合は、1回に限り、直ちに再度の入札を行う（但し、設計変更等による積算内容の変更はできないものとする）。
- ・落札者が決定した場合は、落札金額及び落札業者名の発表を行う。

9. 入札の無効に関する事項

- ・入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は無効とする。
- ・入札当日に不参加であった者。

10. 工事請負契約に関する事項

工事請負契約の締結にあたっては、次の措置を講ずること。

- ・工事請負契約書（案）及び工事費内訳書（案）を令和8年2月26日（木）までに法人に提出すること。
- ・工事請負契約書の締結日（予定）は、令和8年3月2日（月）とすること。

11. 支払条件

- ・当該契約条件（支払時期、契約時期等）は、入札資料の交付及び工事概要説明時に公表する。

12. その他

- ・応募時提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- ・応募時提出書類は、原則として返却しない。
- ・上記の内容に変更があった場合には、応募者または入札参加者に速やかに通達する。
- ・入札参加者が2社に満たない場合は再公告するなどし、2社以上確保した上で、あらためて入札を実施することとする。

13. 問い合わせ先

社会福祉法人聖徳会 法人本部事務局 事務局長 安澤 健夫
住所 大阪府松原市阿保3丁目14番22号
電話 072-331-4164
Eメール tyasuzawa@shoutokukai.or.jp